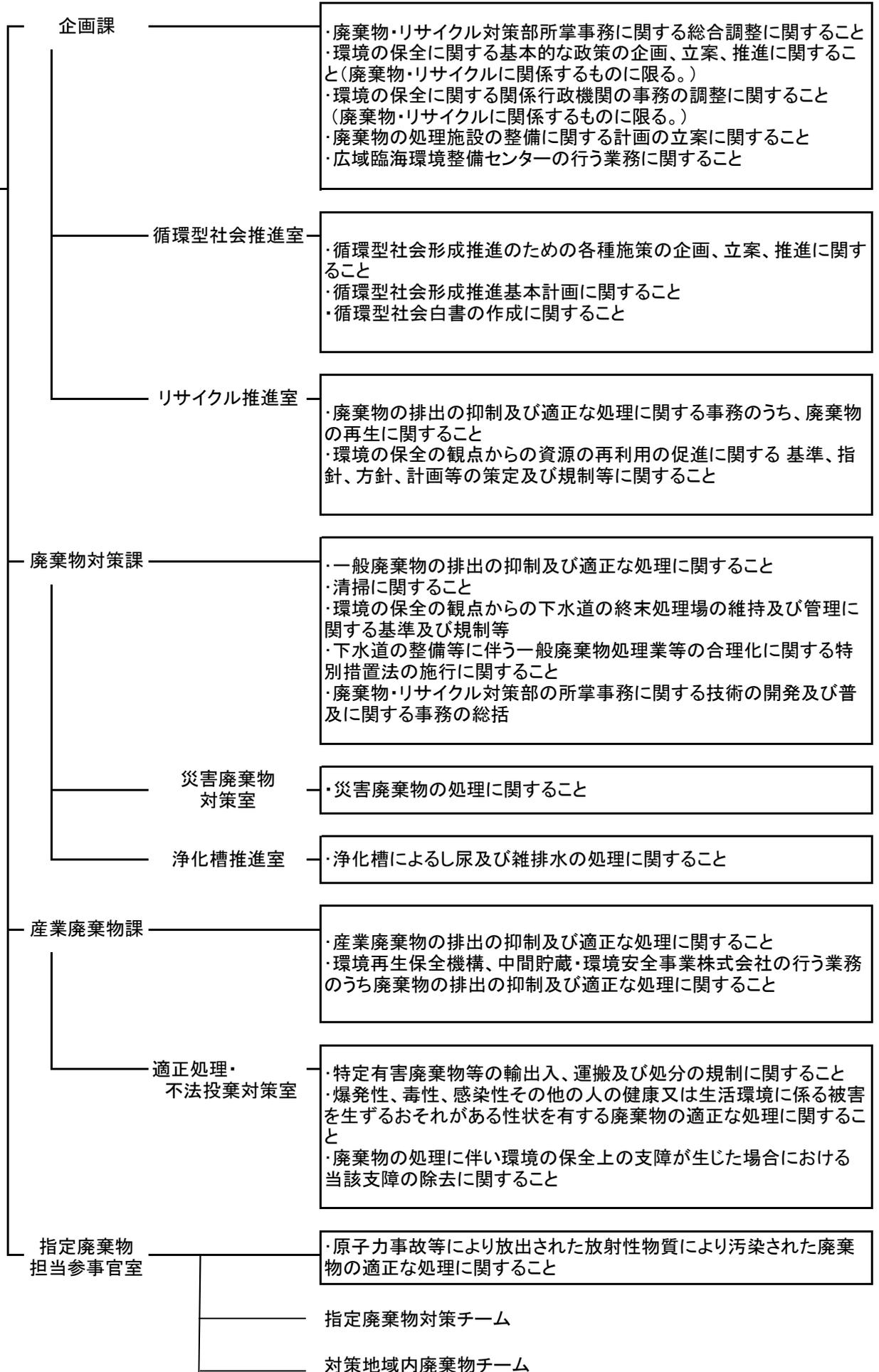


# 企画課・循環型社会推進室



# 1. 廃棄物・リサイクル対策部の組織

## 廃棄物・リサイクル対策部



## 2. 廃棄物・リサイクル対策関係予算について

### 平成 29 年度予算及び平成 28 年度第 2 号及び第 3 号補正予算

※金額については平成 29 年度当初予算額＋平成 28 年度第 2 号及び第 3 号補正予算額。

#### (1) 予算の概要について

①東日本大震災の復興創生に向け、放射性物質に汚染された廃棄物処理の着実な実施、②一般廃棄物処理施設の早急かつ適切な更新及び浄化槽の整備に対する財政支援、③熊本地震等近年の震災の経験を踏まえ、今後想定される大規模災害も念頭にした、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び処理施設の防災拠点化対策等、④「富山物質循環フレームワーク」を踏まえた食品ロス・食品廃棄物対策、電気電子廃棄物（E-Waste）の管理など、次期循環基本計画を見据えた国内外の適正な資源循環の推進、⑤より一層の温室効果ガス削減のための廃棄物処理施設やリサイクル設備などの低炭素化、⑥安心・安全を確保するための PCB 廃棄物の計画期限内処理の確実な達成、等の諸施策を行うため、総額 3,767 億円（他府省計上公共事業予算、復興特別会計、エネルギー対策特別会計含む）を計上している。

#### (2) 公共事業関係予算について

廃棄物処理施設整備費については、総額で 1,059 億円（他府省計上分、復興特別会計含む。以下（3）において同様）であり、このうち循環型社会形成推進交付金 988 億円（一般廃棄物処理施設 887 億円、浄化槽 101 億円）、廃棄物処理施設整備費補助金 38 億円（PCB 廃棄物処理施設等）、廃棄物処理施設災害復旧費補助金等 33 億円となっている。

#### (3) 非公共事業関係予算について

##### ① 「災害等廃棄物処理事業費補助金」（40,773 百万円）

東日本大震災や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震等の災害により生じた災害廃棄物の処理を市町村が行うために要する経費に対して補助を行う。

##### ② 「放射性物質汚染廃棄物処理事業等」（185,123 百万円）

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物や、その他の県も含めた放射

性物質に汚染された指定廃棄物について、風評被害対策等の充実を図りつつ、国の責任において処理を着実に進める。また、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物の処理を促進する。

③ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

(3,739 百万円)

想定される大規模災害に備え、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を実現するため、全国単位・地域ブロック単位での連携による災害廃棄物処理体制の構築や技術的な課題への対応を進める。

また、大規模災害発生時において、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

④ 「PCB廃棄物の適正な処理の推進等」(5,942 百万円)

平成 28 年 8 月に施行された改正 PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物の期限内処理を確実に履行するため、自治体が行う未把握の PCB 廃棄物の掘り起こし調査の効率化・早期完了に向けた取組等を推進する。

⑤ 食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費(68 百万円)

平成 27 年 7 月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針や、平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案等を踏まえ、安心・安全な食品廃棄物のリサイクルのための優良事業者の育成及び監督強化や、市町村における食品ロス削減等のための実態調査及び取組への支援を行う。

⑥ 「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」

(590 百万円(うちエネルギー特会 230 百万円))

急速な経済発展により廃棄物発生量が急増している一方で、廃棄物の適正処理・3Rが進んでいない途上国等に対して政府・自治体・事業者等が相互に連携しながら、我が国の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術を制度とパッケージにして国際展開することにより、我が国循環産業の国際事業展開を支援する。さらに、先行事例に続く循環産業の国際展開を進めるため、次世代循環産業の育成を支援するとともに、国際規格策定に参画する。

⑦ 「富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業」(86 百万円)

昨年の G 7 富山環境大臣会合において、資源効率性に関する共通ビジョン及び G 7 各国による様々な 3R 行動を盛り込んだ「富山物質循環フレ

ームワーク」を策定し、G 7伊勢志摩サミット首脳宣言において支持されるなど、資源生産性・3Rへの取組が世界的な潮流となっている中で、中長期的な観点からの次期循環型社会形成推進基本計画の検討や新たな施策、国際的な取組の強化を図っていくもの。

などに必要な経費として総額2,708億円を措置しており、引き続き施策の推進に御協力をお願いしたい。

### 3. 循環型社会形成の推進について

#### (1) 循環型社会形成推進基本計画の見直しについて

循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定している。この規定に基づき、平成 25 年 5 月 31 日に第三次循環基本計画が閣議決定された。

策定後、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成 30 年春頃の閣議決定に向けて、中央環境審議会循環型社会部会において、見直しの議論を行っているところである。

（中央環境審議会循環型社会部会

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03.html>）

現行の計画については、「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 3 回点検結果について」（平成 29 年 5 月）において、地方自治体の取組の評価・課題を以下のとおりとしている。

#### ① 都道府県・市町村の取組の評価・課題

- ・地域の循環基本計画等の内容には程度に大きな差があり、質の向上が必要。
- ・地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要がある。特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要がある。
- ・一般廃棄物のリサイクル率は、横ばい傾向が続いているが、データ制約上の課題も指摘されている。実態をより把握するためには、民間の事業者による回収等も含めたデータの収集・整備が望まれる。
- ・住民に向けて、事業者やNPO等の先進的な取組を紹介するなど、各主体の取組の共有化を図るとともに、第三次循環基本計画に定められた各主体に期待されている役割を踏まえ、各地域の実情に応じて地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要がある。
- ・NGO/NPO 等の民間団体や大学等の幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要。
- ・ヒアリングにおいては、人口減少・少子高齢化の急激な進行に伴う一般廃棄

物の適正処理の確保の問題や在宅医療廃棄物、空き屋等の問題、太陽光発電パネル等の新たな製品のリサイクルの問題等が今後の課題としてあげられており、これらの問題への対応の検討が必要。

## ② 都道府県の取組の評価・課題

- ・国、都道府県、市区町村の狭間に落ちてしまうような取組については、地方公共団体の主導によって積極的かつ柔軟な取組が期待される。
- ・地域内において住民と行政が対立の立場にならないようにステークホルダー間で情報を共有し、一歩先に行くための議論を行う場も必要。
- ・「エコマテリアルの利用促進」等といった上流の政策については、都道府県がコーディネーターとしての役割を担う必要がある。

## ③ 市町村の取組の評価・課題

- ・小型家電リサイクル法は、積極的に取り組まれている一方で、同法の基本方針に掲げる回収目標量（1年当たり14万トン）の達成に向けては、参加市町村の拡大とともに、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要。
- ・家電四品目については、不法投棄や違法なスクラップ輸出を抑制するため、回収義務外品に対する回収体制の構築や不法投棄防止に向けた取組が必要。
- ・生ごみ、紙等の3Rに関する取組やグリーン購入に関する取組を進展させるためには効果を得られるまでのプロセス毎に必要な条件等を整理・分析する必要がある。また、再生利用指定制度など、地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要。
- ・今後、3Rの推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要がある。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要がある。

<参考>第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について

(<http://www.env.go.jp/press/103884.html>)

## (2) 各種統計調査について

当省廃棄物対策課からお願いしている一般廃棄物処理事業実態調査及び産業廃棄物課からお願いしている産業廃棄物の排出及び処理状況調査（以下、

産廃統計という)等については、廃棄物等循環利用量実態調査として整理し、循環基本計画のフォローアップや廃棄物分野の温室効果ガス測定に活用しているの、引き続き、統計・調査の精緻化・迅速化に御協力いただきたい。

また、環境省が設置し、有識者において構成される循環利用量調査改善検討会において、こうした資源循環に係る統計・調査の精緻化・迅速化の検討を行っており、平成 28 年度には産廃統計の精緻化等に向けた課題整理及び課題に対する解決策の検討を行ったところである。

検討の結果、産廃統計については、資料「産廃統計調査の課題の整理」のとおり、調査手法に起因する課題、推計方法に起因する課題、廃棄物の取り扱いに関する課題等が整理され、解決策のオプションがまとめられた。本年度は産廃統計の指針を改定することとしている。

また、循環利用量実態調査においては、有償売却などにより廃棄物の定義から外れる金属スクラップ、紙くず等の有償物量についても経産省の副産物調査等を活用し把握していたが、副産物調査の休止により新たな把握手法を検討している。従来より、産廃統計においては不要物等発生量として有償物と廃棄物を合わせた量を報告することができるようになっており、すでに一部の自治体では報告・公表されているところ、来年度以降、これらの情報と業界団体等が公表している情報を組み合わせて、中間処理されることなく、他者に有償で売却した有償物量を把握すべく、今年度も検討を行う。

今後、産廃統計の指針の改定や、不要物等発生量を含む調査法が確立された際には、関係する調査にご協力をお願いしたい。

なお、昨年度、課題整理にあたってご協力いただいたアンケートの結果については報告書に掲載しているの、自治体の政策の参考にされたい。

(報告書 URL : <http://www.env.go.jp/recycle/report/h29-10/index.html>)

### (3) 循環型社会の形成に向けた取組の推進、普及啓発等

#### ① 「地域循環圏」の形成推進について

循環基本計画に掲げている「地域循環圏」の構築に向けては、地域循環圏の概念・類型パターン、基本構想の策定から地域循環圏の形成までの流れ、地域循環圏の形成事例等、地域循環圏の基本的事項を整理した手引きを平成 28 年 7 月に公表した。

(URL : <http://www.env.go.jp/press/102392.html>)

また、平成 28 年に東京及び宮城県仙台市で開催した、地域循環圏の形成を推進するための研修(循環資源の活用による地域活性化に向けて一地

域循環圏形成推進のための研修―)の資料を公表しているので、御活用いただきたい。

(URL : [http://www.env.go.jp/recycle/circul/area\\_cases.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/area_cases.html))

さらに、昨年度から引き続き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の一部として、地域資源の循環利用及び低炭素化に資するモデル的な取組を進めるための実現可能性調査 (F/S) 及び同調査を踏まえた事業化計画の策定を支援する「地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業」を(公財)廃棄物・3R研究財団を補助事業者として実施しているので御協力をお願いしたい。

## ② 3R見える化ツールについて

3Rの行動を行うことにより削減される環境負荷(CO<sub>2</sub>の排出量など)の量を「見える化」することによって3Rの行動を推進するために、容器の減量化(リデュース)、マイボトルの使用(リユース)、リサイクルなどの環境負荷削減効果を定量化し、無料で簡易に計算できるツールを開発している。

(URL : [http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r\\_visu-tool.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_visu-tool.html))

軽量容器製品などのプライベートブランド商品の販売促進、事業者の環境貢献のPR、事業者と消費者の共同取組、地域の環境教育の場での活用など様々な取組に活用することができるので、御活用をお願いしたい。

## ③ 3R推進全国大会について

我が国の循環型社会づくりの一層の推進と、地球規模での循環型社会の形成に寄与するため、3Rに関する先進的な取組などの情報を積極的に全国に発信していくこととしている。

今年度は、10月24日(火)に沖縄県で、第12回となる全国大会の開催を予定しているので、自治体の積極的な参加・協力をお願いしたい。

なお、各地方大会についても、地方環境事務所を中心として準備及び御協力をお願いしたい。

## ④ その他の普及啓発の取組について

循環型社会におけるライフスタイルやビジネススタイルを「Re-Style」と提唱し、Webサイト「Re-Style」において、様々な情報を発信。「Re-Style」サイトでは、特に若年層をコアターゲットとして、循環型社会や3Rについて、様々な視点から知ってもらい、関心を高め、意識醸成や行動の定着

化を図るため、「選ぼう！3Rキャンペーン」の実施や新しいコンテンツの活用など新しい取組を推進中。

その一環として、昨年度には3Rや限りある資源の大切さを多くの皆様に知ってもらう「きっかけ」として、循環型社会推進応援ソング「巡り循環した環の中に」を制作し、都道府県、政令指定都市、中核市等へ提供。今年度の「3R推進月間」等で積極的な活用をお願いしたい。

(※)「3R活動推進フォーラム」

我が国でゴミゼロ社会作りに取り組んできた「ゴミゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進め、さらに我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしており、環境省としても同フォーラムの活動に期待するものである。

3R活動推進フォーラムの上記全国大会以外の今年度の活動としては、3R地方セミナーの開催、3R推進ポスターコンクール、3Rに関する普及パンフレットの改訂、所属関係団体との各種連携事業、環境大臣表彰の推薦などが予定されている。

すでに60以上の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラムへの積極的な参画・協力をお願いする。(URL：<http://3r-forum.jp/admission.html>)

< 3R活動推進フォーラム会員一覧 (平成29年4月1日現在) >

自治体会員			
No.	団体名	No.	団体名
1	北海道	36	徳島県
2	青森県	37	香川県
3	岩手県	38	愛媛県
4	宮城県	39	高知県
5	秋田県	40	福岡県
6	山形県	41	佐賀県
7	茨城県	42	長崎県
8	福島県	43	熊本県
9	栃木県	44	大分県
10	群馬県	45	宮崎県
11	埼玉県	46	鹿児島県
12	千葉県	47	沖縄県
13	東京都	48	さいたま市
14	かながわ3R推進会議	49	相模原市

15	新潟県	50	大阪市
16	富山県	51	神戸市
17	石川県	52	北九州市
18	福井県	53	熊本市
19	山梨県	54	新宿区
20	長野県	55	文京区
21	岐阜県	56	目黒区
22	静岡県	57	渋谷区
23	ごみゼロ社会推進あいち県民会義(愛知県)	58	豊島区
24	三重県	59	荒川区
25	滋賀県	60	練馬区
26	京都府	61	足立区
27	大阪府	62	葛飾区
28	兵庫県	63	岩見沢市
29	奈良県	64	川口市
30	和歌山県	65	船橋市
31	鳥取県	66	松本市
32	島根県	67	豊田市
33	岡山県 ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	68	東海市
34	広島県	69	佐賀市
35	山口県	計 69 会員	

## 4. 廃棄物の適正処理・3Rの推進に関する全般的事項 について

### (1) 放射性物質が含まれる一般消費財の廃棄時の取扱いについて

家庭用温泉器など、少量の放射性物質を含む一般消費財について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の適用を受けず、また原子力関係の法令の適用も受けないことから対応に苦慮しているとの要望が自治体から寄せられており、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（閣議決定）」において、当面の取扱いを、他法令との関係を整理した上で周知することとされたところであり、本文はこれを踏まえて取扱いを示すものである。

#### ① 現行法令の整理について

放射性物質汚染対処特措法で特別の規定が置かれている事故由来放射性物質に汚染された物やクリアランス制度による確認を受けたものを除き、放射性物質及びこれによって汚染された物は廃棄物処理法の適用を受けないこととされている。

他方、原子炉等規制法では、核原料物質（ウラン鉱、トリウム鉱など）について、放射能濃度が74 Bq/g（固体状の場合370 Bq/g）を超え、かつ、ウラン量×3＋トリウム量が900gを超える場合には、使用の届出が必要とされ、廃棄する場合、放射線障害防止の効果を持った施設に廃棄することなどが求められる。

また、法規制ではないが、ウラン又はトリウムを含む製品やその原材料を扱う全ての事業者に対して「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）による自主管理の方法を示している。ガイドラインでは、ウラン又はトリウムを含む製品やその原材料を扱う事業者に対し、製造の過程で発生する廃棄物を廃棄する場合について埋立処分を意図して第三者に引き渡す際は、受渡し先の被ばく線量が概ね1m Sv/年を超えないことを確認することとしている。そして、これを超えると推定される場合又は評価できない場合は第三者への引渡しを行わないこととしている。

## ②放射性物質を含む一般消費財の廃棄時の取扱いについて

家庭用温泉器などの一般消費財にはウラン又はトリウムが含まれることがあるが、その量は少量であり、原子炉等規制法の規制対象にならず、また、放射性物質及びこれによって汚染された物は廃棄物処理法の適用を受けない。

もっとも、ガイドラインにおいては、ウラン又はトリウムを含む一般消費財について、1m 離れた場所で保管する場合に被ばく線量が 1m Sv/年を超えるものは想定しがたく、身体に密着あるいは近傍で利用する場合以外は 1m Sv/年を超えて被ばくするおそれはほとんどないとしており、ガイドラインの対象外としている。

こうしたことを踏まえると、家庭から廃棄される程度のウラン又はトリウムを含む一般消費財を埋立処分した場合において、周辺住民が埋立処分場から受ける被ばく線量は 1m Sv/年を超えるおそれはないと考えられ、放射線被ばく等の特別な管理を行わなくても放射性物質による問題は生じないものと考えられる。したがって、廃棄物処理法の対象とはならないものの、当面の間、通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差し支えないものと考えられる。

なお、由来不明の放射性物質を発見した場合は、「管理下でない放射性物質を見つけたら（原子力規制委員会）」に従ってまずは、原子力規制庁に相談されたい。

### <参考資料>

管理下でない放射性物質を見つけたら（原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/panflet/houshasen.html>

## 5. 大都市圏における廃棄物広域処理体制の整備について

### (1) 大阪湾フェニックス計画について

大都市圏における廃棄物の最終処分場の確保は、極めて困難となっているため、近畿圏においては、「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、平成元年度から近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導をお願いしたい。

また、平成26年には、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場に、地方公共団体が設置するごみ焼却施設から生じたばいじん処理物が、ダイオキシン類の含有量の基準値(3ng-TEQ/g)を超過し、特別管理一般廃棄物に該当するにも関わらず、継続的に搬入、埋立処分されていた事案があったことが明らかとなった。これを受けて、大阪湾フェニックスセンターでは、新たにより厳格な検査体制を構築し、基準超過判明時の措置を規定するなどの体制強化を図ったところである。

当該検査においては、引き続き基準を超過する例も見られ、適正な廃棄物処理の重要性が改めて確認されているところ、貴管下市町村等に対する、適正な廃棄物処理の周知徹底を改めてお願いしたい。

### (2) フェニックス3期事業に係る計画段階環境配慮書について

現行の2期基本計画以降の新たな埋立処分場の確保について、本年3月には、事業者である大阪湾フェニックスセンターから「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る計画段階環境配慮書」が環境大臣あてに送付され、審査を行ったところ、下記観点から同5月に環境影響評価法第3条の6に基づき、環境大臣より意見(報道発表資料 URL: <http://www.env.go.jp/press/104075.html>)を述べたところである。

- 隣接する2期処分場の埋立てと今回事業の護岸工事が同時期に実施されるため、累積的影響が懸念される。
- 現況では、建設予定海域周辺の水質が環境基準を一部超過している。また、「埋立てを厳に抑制すべき」とされている瀬戸内海に海面処分場を設

置するにあたり、どのように環境を保全していくかが課題。

環境大臣意見のポイントは下記のとおりである。

- 2期処分場との累積的影響を予測・評価し、工事計画を検討すること。
- 最終処分量の減量化が図られるよう、排出者と連携・協力すること。
- 2期処分場と同等以上の排水基準・排水処理により、水環境への影響を回避・極力低減すること。
- 動植物・生態系への影響を予測・評価し、影響を回避・極力低減すること。

各自治体、特に関係自治体におかれては、3Rの促進にあたり、当該意見を参考にするとともに、事業者である大阪湾フェニックスセンターとの連携・協力を願いたい。

## 6. 3Rイニシアティブの推進と循環産業の国際展開支援について

### (1) 3Rイニシアティブの国際的な展開

グローバルな経済成長と人口増加に伴って、廃棄物の発生量が地球レベルで増加しその質も多様化している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年6月に米国シーアイランドで開催されたG8サミットにおいて、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。

その後、平成20年5月、神戸で開催されたG8環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、平成23年5月のOECDによる神戸3R行動計画に基づく報告書「G8及びOECD諸国における資源生産性」の発表、国連持続可能な開発委員会(CSD)の平成23年の会期間会合(CSD19)で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ(International Partnership for Expanding Waste Management Services of Local Authorities ; IPLA)」の発足等、3Rの取組が世界的に進んでいる。

さらに、平成21年には、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や3Rの推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調した取組を進めていくための基盤となる、「アジア3R推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。環境省と国連地域開発センター(UNCRD)が主催した、同フォーラムの設立会合(平成21年11月)には、アジア15ヶ国及び16国際機関が参加した。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の3Rプロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められている。

第2回会合(平成22年)はマレーシアにおいて、第3回会合(平成23年)はシンガポールにおいて開催され、平成25年3月にベトナム・ハノイで開催された第4回会合では、2013年から2023年におけるアジアの持続可能な3R目標を明記した『ハノイ3R宣言』を採択した。平成26年2月にインドネシア・スラバヤで開催された第5回会合からは、アジア太平洋3R推進フォ

ーラムに名称を改め、ハノイ 3 R 宣言の目的を補完する『スラバヤ 3 R 宣言』を採択した。第 6 回会合は平成 27 年 8 月にモルディブで開催され、地域環境と海洋生態系の保護に向けた 3 R と資源効率性の推進に関する『マレ宣言』を採択。第 7 回会合は平成 28 年度 11 月にオーストラリアで開催され、アジア太平洋地域の 41 カ国から大臣・副大臣級をはじめ、国連機関、民間企業、NGO/NPO 等から 350 人超が参加し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づくアジア太平洋地域における資源効率社会の実現における循環経済の推進に向けた『アデレード 3 R 宣言』を採択。第 8 回は平成 29 年 12 月にインドにて開催予定。

## (2) 廃棄物・リサイクル分野の国際協力について

環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、国際協力機構（JICA）による開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICA の実施する調査等について必要な協力を行っている。JICA の実施する専門家養成研修への積極的な参加についても御協力をお願いする。

また、平成 24 年に立ち上げられた短寿命気候汚染物質（SLCPs）の排出削減に向けた国際パートナーシップに、我が国は、平成 25 年 4 月の第 1 回会合で参加を表明。都市廃棄物分野における SLCP の削減を目的とする都市廃棄物イニシアチブ（MSWI）のリードパートナーとして、都市間連携に基づくプロジェクト（都市アセスメント、アクションプラン、ワークプラン等）の実施や廃棄物分野の地域会合の開催を行っている。

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ミャンマー等のアジア諸国をはじめとし二国間協力も進めている。

例えば、タイとの間では産業廃棄物の輸送、ならびに中継輸送ステーションに関する実施基準の整備や産業廃棄物のリサイクルガイドラインの作成等の支援を行っており、マレーシアとの間では廃棄物発電技術選定ガイドラインの策定支援を、インドネシアとの間では廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを実施している。また、アフリカに対して、2016 年 8 月のアフリカ開発会議（TICAD） VI における廃棄物セミナーを経て、JICA や横浜市と連携し、駐日大使等への説明や我が国の廃棄物処理施設の視察会を行った。2017 年 4 月には、マプト（モザンビーク）において、我が国のほか、アフリカ 24 カ国や国際機関から 150 名以上が参加し、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立した。同プラットフォームを通じ、支援を

進める。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の自治体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められており、自治体間連携による廃棄物対策の支援の取組も進めているところ、今後とも自治体間連携に関する各自治体の御協力をお願いしたい。

### (3) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」について

平成19年に国連環境計画（UNEP）に「持続可能な資源管理に関する国際パネル」が創設された。天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを行う同パネルでは、金属のリサイクル率、デカップリングに関する報告書を発表するなど、世界の資源管理に関する科学的報告を發出している。平成28年5月のG7富山環境大臣会合においては、平成27年のエルマウ・サミットにおけるG7からの要請を受け、同パネルから資源効率に関する統合報告書の政策決定者向け要約が公表された。報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な2030アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれており、仮訳は環境省ホームページで公表している。

環境省では、平成20年度より同パネルに資金拠出を行っているほか、報告書の和訳、セミナー開催等、国内での普及を図っている。

こうした国際的動向は、G7を始めとする各国が内外の廃棄物問題の解決に貢献していくとともに、資源の持続可能な管理にも対処していくことが必要とされる、新しい時代に入ったことを意味するものと考えている。

### (4) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業について

アジアを中心とした経済成長と人口増加や都市化に伴い、世界的に廃棄物の発生量が増大し、E-wasteや有害廃棄物等、その質も多様化している。一方、我が国では、廃棄物問題に関する時代の要請に応じて廃棄物処理・リサイクルに係る循環産業・技術を向上させてきており、その結果として、循環産業は環境保全及び循環資源において国際的に先進的な様々な技術を有している。同時に、我が国においては循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法など、3Rの推進、廃棄物管理に関する法制度が整備されている。

こうした状況を踏まえ、技術力をもった循環産業とその技術を活かすため

のシステム、我が国の廃棄物処理・3R制度についての知見等をパッケージとして国際展開することにより、環境負荷の低減・環境保全を世界規模で推進し、日本経済の活性化にも貢献することを目的として、環境省では平成23年度から「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を実施してきた。平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名称を改め、従来より実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力とも有機的に結びつけ、循環産業を我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして積極的に国際展開を支援している。具体的には、我が国循環産業による国際展開計画事業についての実現可能性調査（FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

我が国の循環産業の海外展開の支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、自治体の取組との連携及び相手国との自治体間連携を図っていくことが有効であり、今後も各自治体のご協力をお願いしたい。

## 7. SDGs（国連持続可能な開発目標）とG7富山環境大臣会合・富山物質循環フレームワークについて

地球サミットで採択されたアジェンダ 21 及び、リオ+20 での決定事項やミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、平成 27 年の国連サミットにおいて、2030 アジェンダが採択された。同アジェンダの特徴は、環境、経済、社会の統合的向上を目的とし、途上国のみならず先進国にも適用されるユニバーサリティ（普遍性）を有することである。

SDGs では、17 の Goal を設定し、特に Goal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として、「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。」「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」が掲げられており、我が国としても、2030 年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

一方、同年のG7ドイツ・エルマウサミットの首脳宣言において、資源効率性（Resource Efficiency）が取り上げられた。

これを踏まえ、平成 28 年 5 月 15 日～16 日に開催されたG7富山環境大臣会合においては、UNEP 国際資源パネル（IRP）による統合報告書（政策決定者向けサマリー（SPM））と、OECD による当該統合報告書を補完する政策ガイダンスが発表された。IRP の SPM では、環境保護と開発を両立させる持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、資源効率性の大幅な増加が不可欠であることや、気候変動目標をコスト効率良く達成するには、資源効率性の向上が不可欠であること、資源効率性は経済成長と雇用創出の促進に貢献し得るといった点がキーメッセージとされている。

このG7富山環境大臣会合（2016年5月15-16日）のコミュニケ附属書として、「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととし、持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施に向けて、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組となっている。

さらに、本年開催されたG7ボローニャ環境大臣会合（2017年6月11-12日）のコミュニケ附属書として、「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」が採択

された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G7各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。今後、同フレームワーク及びロードマップを踏まえて我が国の循環型社会政策を進めていく必要がある。

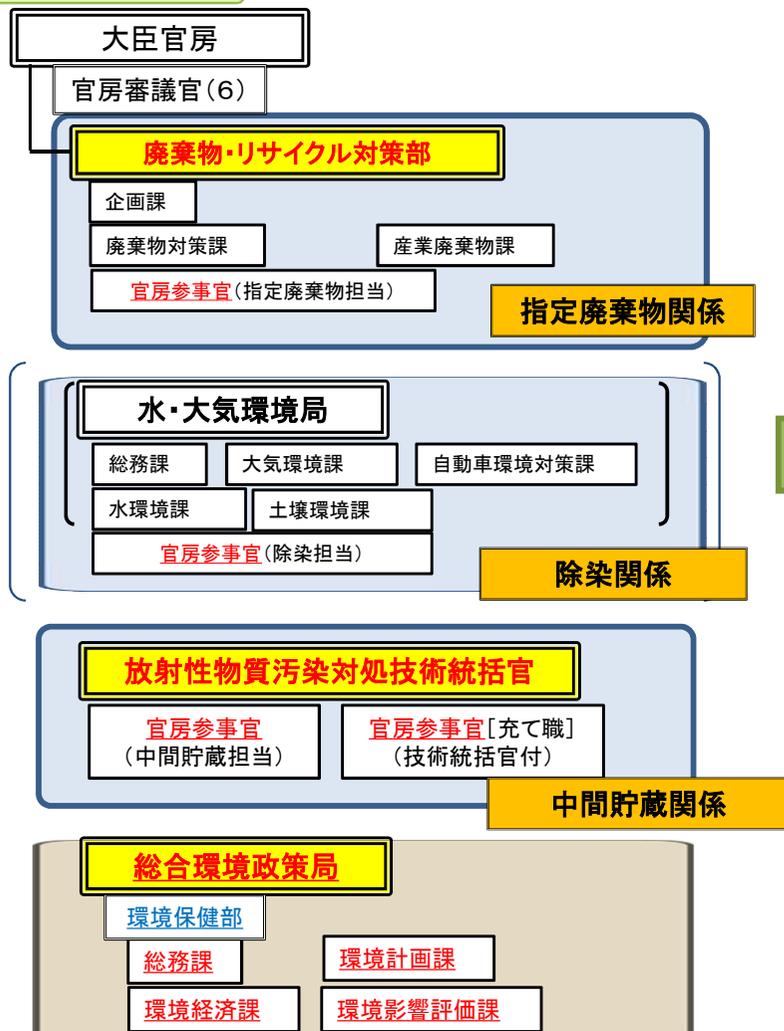
# 資料



# 平成29年度環境省組織改革のポイント

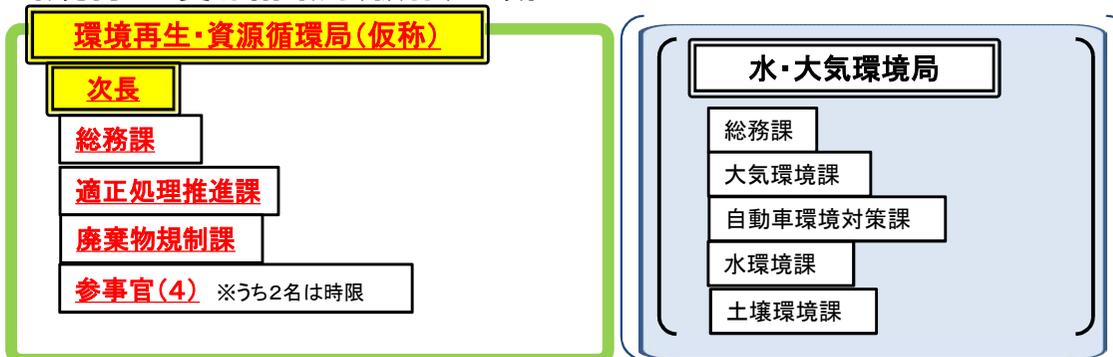
- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、**既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備**してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、本年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの部局にまたがっていた**廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局（仮称）」を新設**し、放射性物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、**大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生を一層加速化**する。
- またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する「**総合環境政策統括官（仮称）**」の下で統括することで、国連持続可能な開発目標(SDGs)の採択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。

## 1. 現状

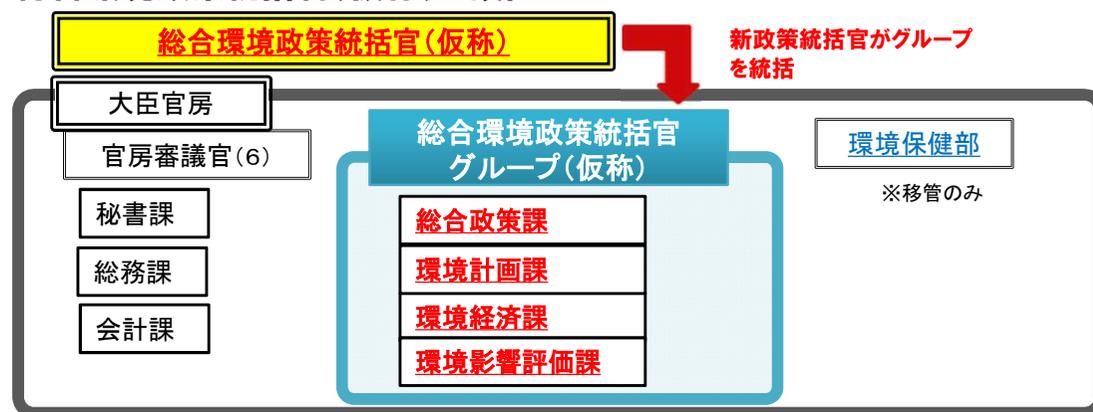


## 2. 改革後

### ○環境再生・資源循環局(仮称)の設置



### ○総合環境政策統括官(仮称)の設置



あわせて、福島環境再生事務所を、他の地方環境事務所と同格の事務所として位置付け、新たに「**福島地方環境事務所**」として設置することで、現地での意思決定の迅速化及び体制強化を図る。

## 平成29年度 予算の概要 (廃棄物・リサイクル対策部)

(単位:百万円)

	平成28年度 予算額① (注1)	平成29年度 予算(案)額② (注2)	対前年度 差引増△減額 ②-①	対前年度比 (%) ②/①
公共事業(環境省計上分)	<10,983> 90,428	<12,134> 100,150	<1,151> 9,722	<111%> 111%
非公共(本省予算)	<233,787> 256,116	<188,215> 211,227	<-45,572> -44,889	<81%> 83%
非公共(地方環境事務所予算)	29	37	8	128%
エネルギー対策特別会計	24,360	28,480	4,120	117%
合 計	<244,770> 370,933	<200,349> 339,894	<-44,421> -31,039	<82%> 92%

- 注1:平成28年度予算額は、平成27年度第1号補正予算額を含んだ額
- 注2:平成29年度予算(案)額は、平成28年度第2号補正予算額を含んだ額
- 注3:<>書きは東日本大震災復興特別会計分であり、内数である
- 注4:四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある

※主要新規事項等の概要は <http://www.env.go.jp/guide/budget/index.html>に掲載

# 公共事業の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度 予算額① (注1)	平成29年度 予算(案)額② (注2)	対前年度 差引増△減額 ②-①	対前年度比 (%) ②/①
循環型社会形成推進交付金	(91,430) <10,983> 85,704	(98,771) <12,134> 93,045	<1,151> 7,341	<111%> 109%
一般廃棄物処理施設	(82,506) <10,983> 77,283	(88,732) <12,134> 83,624	<1,151> 6,341	<111%> 108%
浄化槽	(8,924) 8,421	(10,039) 9,421	1,000	112%
廃棄物処理施設整備費補助金 (PCB処理施設等)	4,321	3,801	-520	88%
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	318	3,230	2,912	1016%
その他調査費等	85	74	-11	87%
合 計	<10,983> 90,428	<12,134> 100,150	<1,151> 9,722	<111%> 111%

- 注1:平成28年度予算額は、平成27年度第1号補正予算額を含んだ額
- 注2:平成29年度予算(案)額は、平成28年度第2号補正予算額を含んだ額
- 注3:( )書きは国土交通省計上分(北海道、離島、奄美)及び内閣府計上分(沖縄)を含んだ総額
- 注4:<>書きは東日本大震災復興特別会計分であり、内数である
- 注5:四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある

# 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

## 現状と課題

### 我が国における3Rの進展

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により**最終処分量の大幅削減が実現**するなど、**循環型社会形成に向けた取組は着実に進展**。

### 循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、**世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分**。

### 安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり**。

### 世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、**世界で廃棄物発生量が増加**。そのうち約4割は**アジア地域**で発生。  
**2050年には、2010年の2倍以上となる見通し**

## 新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す**資源生産性**を始めとする**物質フロー目標の一層の向上**

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	<b>46</b> (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	<b>17</b> (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	<b>17</b> (▲70%)

( )内はH12年度比

## 第三次循環基本計画における基本的方向

### 2030年の循環型社会のイメージ

- ★自然界の循環と経済社会の循環が調和する社会(**自然界に負荷を与えない範囲での資源利用・資源ストック型社会**)
- ★新たな**ライフスタイルへの転換**
- ★地域の特性を活かした**地域循環圏**の重層的形成
- ★**資源効率性**の高い社会経済システム
- ★**安全・安心の実現**
- ★**国際的な資源循環の最適化**

### 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い**2R(リデュース・リユース)**の取組がより進む**社会経済システムの構築**
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など**使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進**
- ③ アスベスト、PCB等の**有害物質の適正な管理・処理**
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた**新たな震災廃棄物対策指針の策定**
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた**循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用**
- ⑥ **低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化**

### 世界規模での取組の必要性

- ① **アジア3R推進フォーラム**等、3R国際環境協力
- ② **我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援**
- ③ **有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、循環資源の輸入及び循環資源の輸出の円滑化**

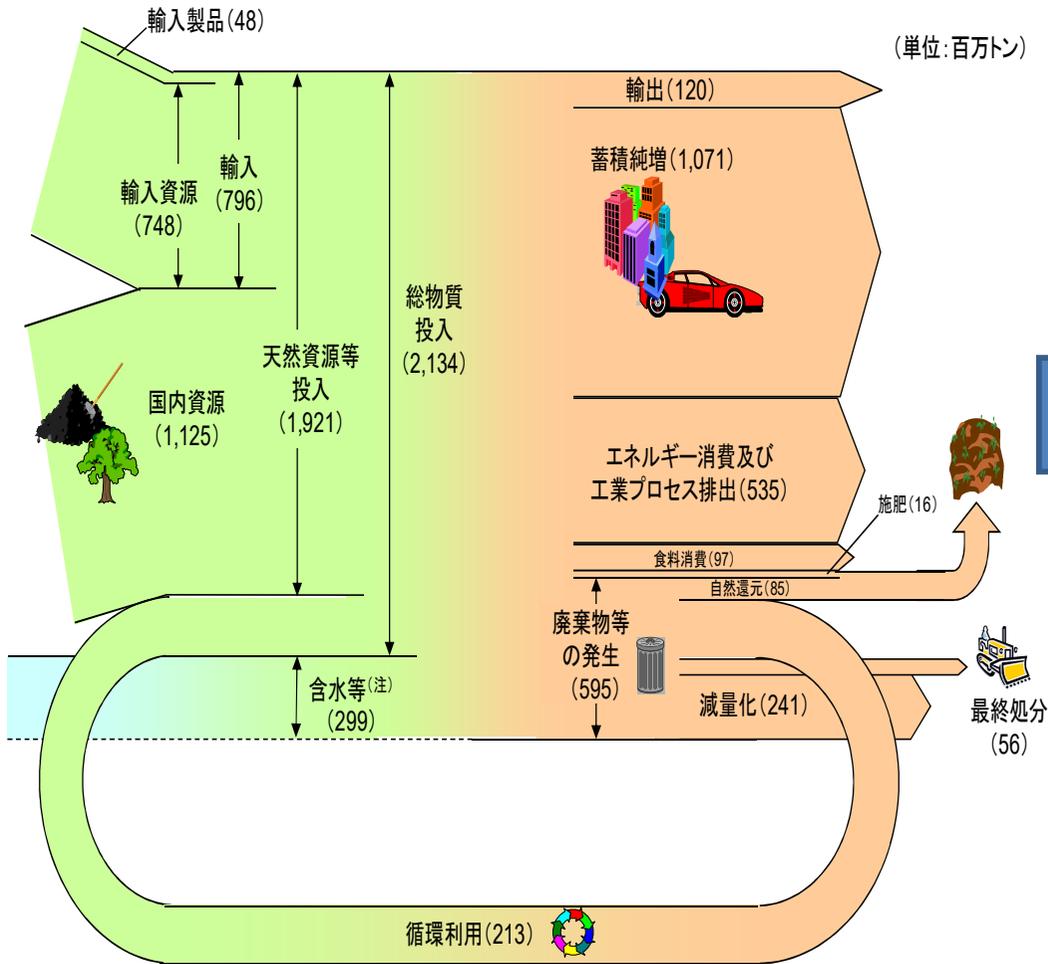
### 東日本大震災への対応

- ① **災害廃棄物の着実な処理と再生利用**
- ② 放射性物質によって汚染された**廃棄物の適正かつ安全な処理**

# 物質フローに見る取組の進展(平成26年度時点)

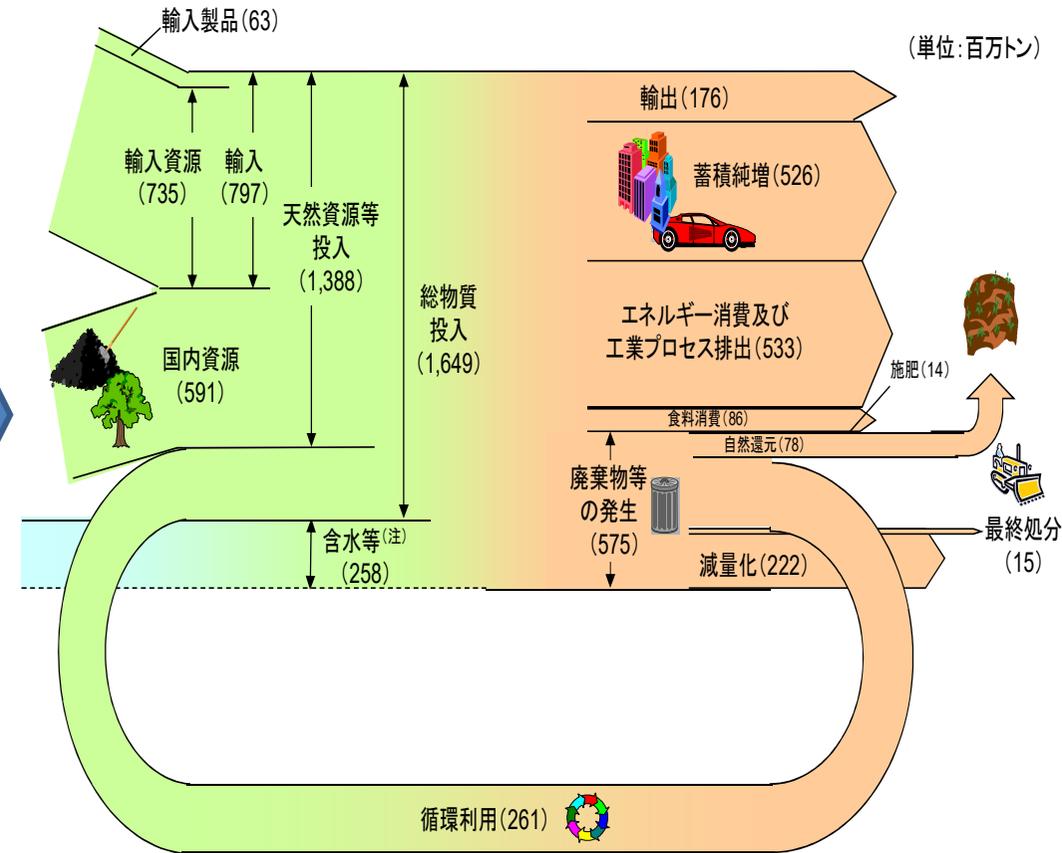
平成12年度

(2000年)



平成26年度

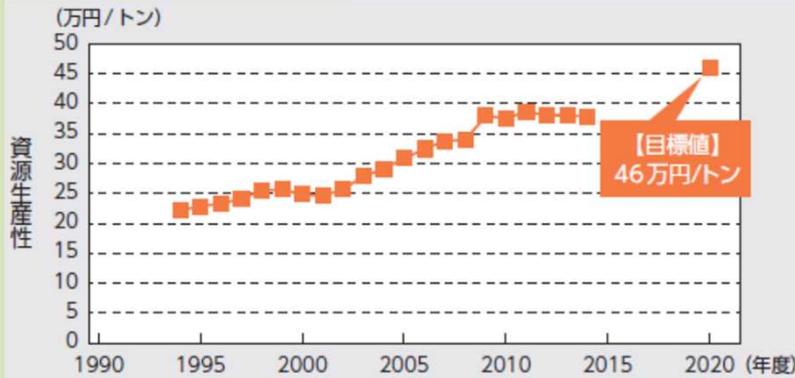
(2014年)



(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

# 循環型社会形成推進基本計画・三大指標（平成26年度）

## 資源生産性の推移



## 資源生産性 (= GDP/天然資源等投入量)

近年、天然資源等投入量が横ばいに転じた結果、資源生産性は平成22年度以降は横ばいに転じており、目標値の達成は厳しい状況。

## 循環利用率

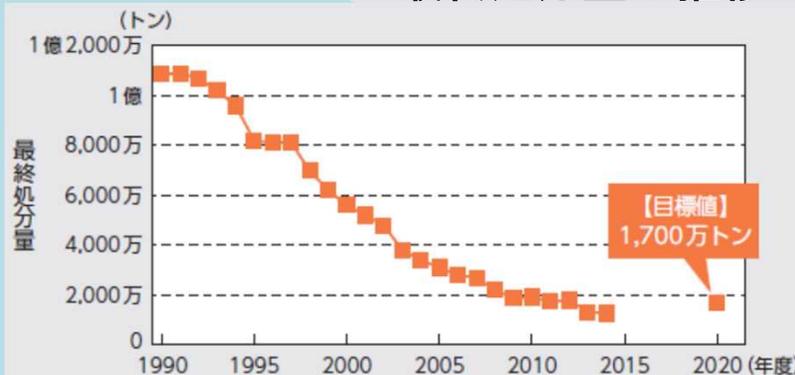
(= 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量))

長期的に増加傾向にあったが、これは天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因と考えられる。近年、循環利用率が横ばいとなっており、更に増加させるためには、ライフサイクル全体での取組が重要。

## 循環利用率の推移



## 最終処分量の推移



## 最終処分量

長期的には減少傾向にあり、既に目標値を達成している。これまでの最終処分量の減少は、産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したことによる。

○産廃統計調査の課題の整理

＜本資料における課題及び解決策の扱いについて＞

- ・本資料は、作業部会での意見、都道府県へのアンケート及びヒアリング結果から整理した産廃統計に関する課題に対して、現状での対応状況を示すとともに、具体的な解決策の案を整理することとする。
- ・平成29年度以降、本資料に上げた課題及び解決策を踏まえ、産廃統計の改善に向けた検討を進めていくことを想定している。
- ・なお、本資料では、「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(環境省)」を「産廃統計」、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版(平成22年4月)」を「産廃統計指針」と表記する。

区分	課題No	課題	対応状況 (※都道府県の対応状況は、アンケートやヒアリング等で得られた事例)	具体的な解決策の案 (実現可能性が高い:◎、可能:○、低い:△)	
調査手法に起因する課題	アンケート調査方式	1	【調査の効率化】 県と政令市で調査方法が異なり、別々に調査をしているため、調査費用の増加となっている。調査対象が県と政令市で重複する事業者はそれぞれに回答する必要がある。	(国) ・産廃統計指針では、参考資料編の「4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票(例)」に、調査票の事例を示している。 (都道府県) ・政令市では調査せず、都道府県において政令市分を含めて調査を実施している。	(国) ○例えば、調査項目の整合を図り、都道府県と政令市で統一的な調査の検討を働きかける。
		2	【負担の軽減】 アンケート調査方式による調査方法では、調査対象となる事業者、集計する自治体の負担が大きい。アンケート調査方式による調査項目と、多量排出事業者報告による調査項目で重複する内容があるため、事業者の負担となっている。集計する自治体側では、コスト(委託費、人件費等)の負担が大きい。	(国) ・産廃統計指針では、本編の「3. 調査方法」で、「産業廃棄物の行政報告等を用いる方法」を紹介し、多量実施状況報告や管理票実績報告から情報を入手する例を示している。 (都道府県) ・多量排出事業者報告と重複する調査項目については、アンケート調査対象から除いている。	(国) ◎例えば、都道府県での行政報告データの積み上げ方式による調査の検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、具体的な推計方法の事例を掲載することを検討する。
		3	【アンケート結果の推計の精度向上】 都道府県が実施する調査は、5年に1度とする場合が多く、その間の年は推計値となっている。毎年の調査ではないため、経年変化が補足できていない可能性がある。	(国) ・産廃統計指針では、参考資料編の「1. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における調査次年度から時期調査年度までの間の把握方法例(簡易調査手法について)」で、「最新の活動量指標を用いた方法」と「産業廃棄物管理票交付等状況報告書を活用する方法」の2例を紹介している。	(国) ○例えば、都道府県でのアンケート調査方式による調査の精度向上・簡素化に向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、具体的な推計方法の事例を掲載することを検討する。
		4	【アンケート回答の精度向上】 アンケート調査方式の事業者からの回答に精度の向上に余地がある。		(国) ○例えば、アンケートの回答の精度が問題となる要因を調査し、対応策を産廃統計指針に掲載することを検討する。 ○例えば、アンケート調査の補足率を上げるため、補足率を意識した調査対象の選定が実施されるように働きかける。
	行政報告データの積み上げ方式	5	【既存データの有効活用】 多量排出事業者報告、許可事業者実績報告、電子 manifests 等の既存データを有効に活用できていない。	(国) ・産廃統計指針では、本編の「3-3 産業廃棄物の行政報告等を用いる方法」で、「処分業者による処分実績の報告」および「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告」を利用して把握方法を紹介している。 (都道府県) ・多量排出事業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物処理実績報告書などを利用して把握している。	(国) ○例えば、都道府県での行政報告データの積み上げ方式による調査の精度向上に向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、具体的な行政報告データを用いた推計方法の事例を掲載することを検討する。 ○また、電子 manifests 等の既存のデータを活用した事例を掲載することを検討する。例えば、環境省の環境研究総合推進費による研究事業の「産業廃棄物 manifests 情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」では、電子 manifests や交付状況等報告等の電子化された情報を活用した具体的な事例(産業廃棄物の排出・移動の実態の把握、委託処理原単位の推計等)が提案されており、既存の活用事例や活用案から、実施可能性が高く、都道府県での利用のニーズに合ったものの掲載を検討する。
		6	【行政データによる実態把握】 行政報告データの積み上げ方式による調査方法では、実態把握に必要な情報が不足がある。	・ manifests の集計を行っているが、現状の集計結果では都道府県が実施する調査との値の乖離があるため、内部資料として実態調査結果との比較に用いる程度である。	
		7	【行政報告データ及び活用方法の精度向上】 行政報告データの積み上げ方式による調査方法では、データの精度に向上の余地がある。		(国) ○例えば、都道府県での行政報告データの積み上げ方式による調査の精度向上に向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、具体的な推計方法の事例を掲載することを検討する。
調査手法	8	【国による調査の統一化】 都道府県では、県の廃棄物処理計画を作成するため、廃棄物調査を行っているが、別途、多量排出事業者報告や許可事業者実績報告調査も行う必要があり、複数の調査の実施が負担となっており、国による統一した調査の要望があがっている(ただし、国が直接で調査することが現実的ではない可能性がある)。		(国) ○行政報告等の様式の改善を検討するとともに、電子データの様式により提供するよう促す。 △例えば、国において全国的な調査の実施を検討する。	
推計方法に起因する課題	活動量による拡大推計	9	【デフレータの取り扱い】 調査結果の推計方法については、例えば、拡大推計を行った際、デフレータ処理を行っている場合と行っていない場合があり、調査結果の精度に差が生じている可能性がある。		(国) ◎例えば、都道府県での拡大推計の見直しに向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、具体的な拡大推計とその際に留意すべき事項(デフレータ処理など)を掲載することを検討する。
		10	【推計の精度向上】 活動量による拡大推計方式による調査方法では、推計結果の精度向上の余地がある。	(国) ・産廃統計指針では、本編の「3-2 排出事業者へのアンケート調査等による方法」の中で、排出原単位による把握方法と、業種別の活動量指標の具体例(家畜数:畜産統計、従業員数:経済センサス、元請完成工事高:建設工事施工統計調査報告、製造品出荷額等:工業統計調査報告、給水量:水道統計、処理水量:下水道統計、病床数:医療施設調査など)を紹介している。	(国) ○例えば、都道府県での活動量による拡大推計方式による調査の精度向上に向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、業種別の活動量指標の拡充、具体的な推計方法の事例を掲載することを検討する。
	調査結果の妥当性評価	11	【妥当性評価】 妥当性を評価している都道府県が約5割となっているものの、妥当性評価を行っていない都道府県も約5割程度となっている。産廃統計の精度向上のため、都道府県が実施する調査における妥当性評価の実施が必要である。	(国) ・産廃統計指針では、本編の「3-2 排出事業者へのアンケート調査等による方法」の中で、妥当性の検討方法として、①前回実態調査値との比較、②活動量指標が近似である他の都道府県値との比較、③業種別に関係部局等が調査・発表している値との比較、の3例を紹介している。 (都道府県) ・「すべての項目について妥当性評価を行っている」と回答した都道府県は6/47(13%) ・「一部の項目について妥当性評価を行っている」と回答した都道府県は17/47(36%) ・「妥当評価を行っていない」と回答した都道府県は23/47(49%) ※主な検証方法としては、前回調査結果との比較や時系列変化の確認、行政報告データの整合性の確認となっている。	(国) ◎例えば、妥当性評価の重要性及び方法の周知を図るため、産廃統計指針に、妥当性評価の章立てを分けるとともに、評価手法の事例を追加することを検討する。 ○調査結果に対する妥当性評価を着実に実施できるように働きかける。

区分	課題No	課題	対応状況 (※都道府県の対応状況は、アンケートやヒアリング等で得られた事例)	具体的な解決策の案 (実現可能性が、高い:◎、可能:○、低い:△)	
廃棄物の取り扱いに関する課題	混合廃棄物	12	<p>(国) ・産廃統計指針では、参考資料編の「4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票(例)」の廃棄物分類表では混合廃棄物該当する品目を記載しているものの、本編の2-2調査対象廃棄物ではとくに混合廃棄物に関する記載はない。</p> <p>(都道府県) ・「混合廃棄物の数量を把握している」と回答した都道府県は38/47(81%) ・「混合廃棄物の数量を把握していない」と回答した都道府県は9/47(19%)</p> <p>※混合廃棄物の分類としては、産廃指針で提示されている品目と同様、「建設混合廃棄物」、「安定型混合廃棄物(廃プラ・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類)」、「管理型混合廃棄物(廃プラ・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類以外の廃棄物)」、「石綿含有産業廃棄物」、「シュレッダーダスト」、「廃自動車(及び廃二輪車)」、「廃電気機械器具」、「廃電池類」となっている。</p>	<p>(国) ◎現状の混合廃棄物の排出量及び最終処分量への寄与を明らかにするため、都道府県報告書の内容確認や処理業者へのヒアリング等を実施する。 ○例えば、産廃統計指針の本編においても、混合廃棄物の取扱い(その他の廃棄物として計上するの、もしくは按分して計上するの)について記載することを検討する。 ○都道府県間で整合のとれた混合廃棄物の取扱いができるように働きかける。</p>	
		13	<p>(国) ・産廃統計指針では、混合廃棄物の取り扱いに関する記載はなく、按分方法等の記載もない。</p> <p>(都道府県) ・性状が近いと思われる廃棄物に計上している。主たる種類にのみ全てを計上している。 ・その他項目として整理している。 ・比例配分して計上している。 ・アンケート対象者が按分して計上している。 ・廃棄物種類別の配分比を用いて按分している。</p>	<p>(国) ○例えば、産廃統計指針に、混合廃棄物の取り扱いを記載した上で、都道府県での按分方法の事例を整理し、混合廃棄物の按分を検討している自治体への情報提供を行う。 ○都道府県間で整合のとれた混合廃棄物の取扱いができるように働きかける。</p>	
	不要物等発生量・有償物	14	<p>【不要物等発生量の取り扱い】 自治体や事業者によって不要物等発生量・有償物量の捉え方が異なり、調査実施時の事業者への指導も異なる。</p>	<p>(国) ・産廃統計指針では、本編で「不要物等発生量」を含めた排出量のフロー図を提示して調査の集計対象として整理しており、参考資料編の「4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票(例)」でも不要物等発生量を含めた調査票を提示している。 ・また、産廃統計指針では、不要物等発生量を「事業場内で生じた産業廃棄物量及び有償物量」と定義している。 ・副産物調査(経産省)では、副産物発生量を「事業所内の通常活動に伴って発生した副産物、その他発生物のうち、以下を対象とする。なお、「有償物として売却した物」、「自社内で処理・再利用した物」、「無償で譲渡した物」、「産業廃棄物として処理委託された物」等も含む。【対象】燃えがらへばいじん、産業廃棄物を処分する為に処分した物」と定義している。 ・国土交通省では、建設副産物を「建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある」と定義している。</p> <p>(都道府県) ・「すべての廃棄物について不要物等発生量を推計している」と回答した都道府県は36/47(77%) ・「一部の廃棄物について不要物等発生量を推計している」と回答した都道府県は3/47(6%) ・「不要物等発生量は推計していない」と回答した都道府県は8/47(17%)</p>	<p>(国) ○廃棄物だけでなく、不要物等まで含めた量を把握し、循環のフロー全体をとらえる。 ○例えば、産廃統計指針でも不要物等発生量及び有償物量の定義について、具体的な事例を示すことで、都道府県から事業者への統一的な指導を促す。また、産廃統計でも不要物等発生量及び有償物量の取りまとめを検討し、同量の定義の周知を図る。 ○都道府県間で整合のとれた不要物等発生量・有償物量の取扱いができるように働きかける。</p>
		15	<p>【不要物等発生量の把握方法】 多量排出事業者報告等の行政データの積み上げ方式による調査のみでは、調査項目に不要物等発生量・有償物量が含まれていないため、同量を推計・把握することができない。 (参考)行政報告データの積み上げを採用している自治体は68%(32/47)。ただし多量排出事業者の報告に限らない。</p>	<p>(都道府県) ・行政報告データとは別に、アンケート方式による調査を行って有償物量の把握している。</p>	<p>(国) △例えば、多量排出事業者報告に不要物等発生量(もしくは有償物発生量)についても報告を求める。 △例えば、条例で一定規模以上の事業者に対して報告を義務付けるなど、他の都道府県での対応策を紹介する。</p>
16	<p>【不要物等発生量の把握精度】 不要物等発生量・有償物量を原単位による推計により把握しているため、精度に疑義がある。</p>		<p>(国) ○例えば、都道府県での推計方法の見直しに向けた検討の選択肢を示すため、産廃統計指針に、精度の高い推計方法の事例を整理することを検討する。</p>		

## 3 R活動推進フォーラムについて

### 【設立趣旨】

我が国の提案により、平成16年6月のG8サミットにおいて合意された「3Rイニシアティブ」と、この合意を踏まえて策定された「ごみゼロ国際化行動計画」を推進するため、既存の「ごみゼロパートナーシップ会議」を拡充発展させ、平成18年1月19日に設立。地球温暖化防止対策にも大きく寄与する地球規模での循環型社会形成に資するため、3Rに関する社会的・技術的取組の活性化、会員相互の連携した活動の展開などを通じて3R活動の一層の推進を図ることとしている。

### 【事業】

1. 3Rに関する研鑽・啓発
2. 3Rに関する先進的事業の実施・支援
3. 3Rに関する調査研究の実施・支援
4. 3Rに関する国内外の情報の収集、提供 など

### 【会員】

地方公共団体、企業、業界団体、研究機関、NGO・NPO等の団体

### 【体制】



会長：細田 衛士（慶應義塾大学大学経済学部 教授）

事務局：東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8階

Tel 03-6908-7311 Fax 03-5638-7164

<http://3r-forum.jp>

## 3 R活動推進フォーラムの事業の概要

幅広く地方公共団体、企業、業界団体、研究機関、NGO、NPO等の方々に参画いただき、3 Rに関する社会的取組や先進的技術による取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、3 R活動を一層推進するための事業を展開する。

### 【平成29年度事業計画】

#### 1. 組織運営

- ①理事会・総会の開催
- ②企画・運営委員会の開催

#### 2. 会員の強化・拡充

- ①自治体会員の入会推進
- ②団体会員との連携強化推進

#### 3. 3 R推進全国大会関連事業

- ①3 R推進全国大会の開催  
10月24日（火） 沖縄県で開催
- ②3 R促進ポスターコンクールの実施
- ③循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦

#### 4. 会員との連携・協働事業

- ①循環・3 R推進セミナー等の開催
- ②年次報告会の開催
- ③研修・学習相談事業の実施
- ④3 R推進地方大会への協力

#### 5. 広報普及活動

- ①ホームのリニューアルの実施
- ②展示会への出展
- ③散乱防止・キャンペーンへの参加
- ④出版物・インターネットを活用した情報発信

#### 7. 会員サービスの充実

- ①会員との連携・協働事業の推進
- ②会員への情報提供の拡充
- ③メルマガ等による会員情報の発信
- ④会員割引料金による出版物等の資料提供
- ⑤3 R推進啓発ポスター等3 R啓発グッズの提供

#### 8. 調査研究の実施

# 3R活動推進フォーラムに入会されると

## ■ 各種の情報が入手しやすくなります

- ・メルマガ「3R・廃棄物ニュース」で国、地方行政、各種団体の情報が月3回発信されます。
- ・ホームページの会員ページに掲載する行政情報・関連データ等にアクセスできます。
- ・自治体及び民間会員相互の情報交換が容易になります。
- ・パネル・ポスター等の啓発用グッズがご利用いただけます。
- ・各種発行物等を会員割引価格で購入できます。

## ■ 会員相互の連携事業が容易になります

- ・自治体及び民間会員相互の連携による事業推進が容易になります。

## ■ 事業の共同化等による事業内容の充実や コストパフォーマンスの向上が期待できます

- ・民間団体等との事業の共同化等により、企画や事業の内容の充実が可能になります。
- ・事業が会員相互の連携を通してイベント等の共同開催等により、3Rグッズの提供、参加者の動員等に係るコストの低減等コストパフォーマンスを高めることができます。

## ■ 自治体会員の活動状況を幅広く広報します

- ・自治体会員の活動状況は、3R活動推進フォーラムが配信するメルマガ等を通じて幅広く広報します。

## 大阪湾圏域広域処理場整備計画（大阪湾フェニックス計画）の実施状況

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏の地方公共団体、港湾管理者が出資して昭和57年に「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、平成元年度から近畿2府4県の市町村から発生する廃棄物の受入を行っている。

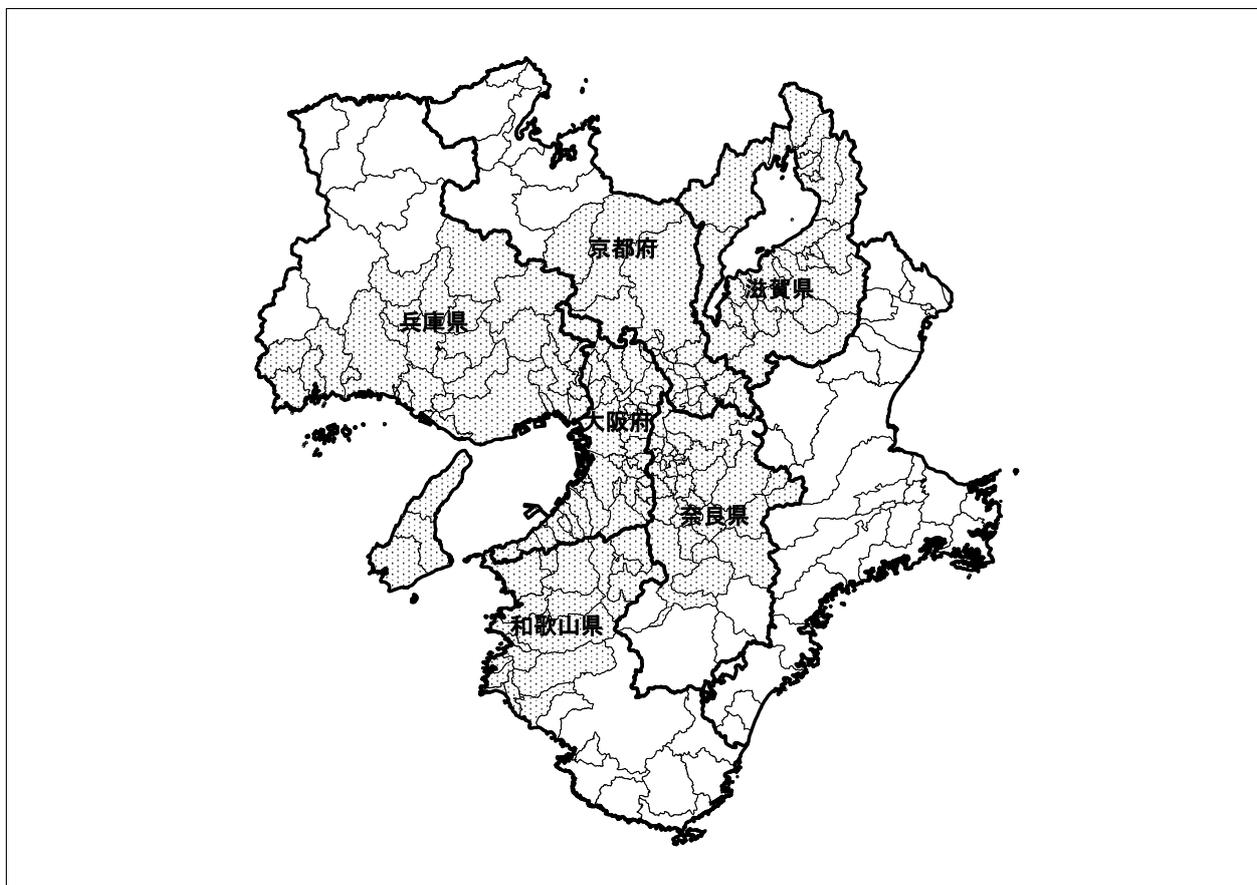
（現在168市町村から受入：下図参照）。

平成13年度末には尼崎沖及び泉大津沖処分場の管理型区画の廃棄物埋立が完了し、平成13年12月から神戸沖処分場で、さらに、平成21年10月から大阪沖処分場で廃棄物の受入を開始した。

表 埋立処分場の規模及び埋立期間

埋立処分場	区画	埋立期間	面積 (ha)	容量 (万 m <sup>3</sup> )
尼崎沖処分場	管理型・安定型	平成元年度～30年度	113	1,600
泉大津沖処分場	管理型・安定型		203	3,100
神戸沖処分場	管理型	平成13年度～39年度	88	1,500
大阪沖処分場	管理型		95	1,400

※ 尼崎沖処分場及び泉大津沖処分場の管理型区画の廃棄物の受入は平成13年度に完了。



# 関東ブロックの廃棄物の広域移動の状況（平成27年度実績）

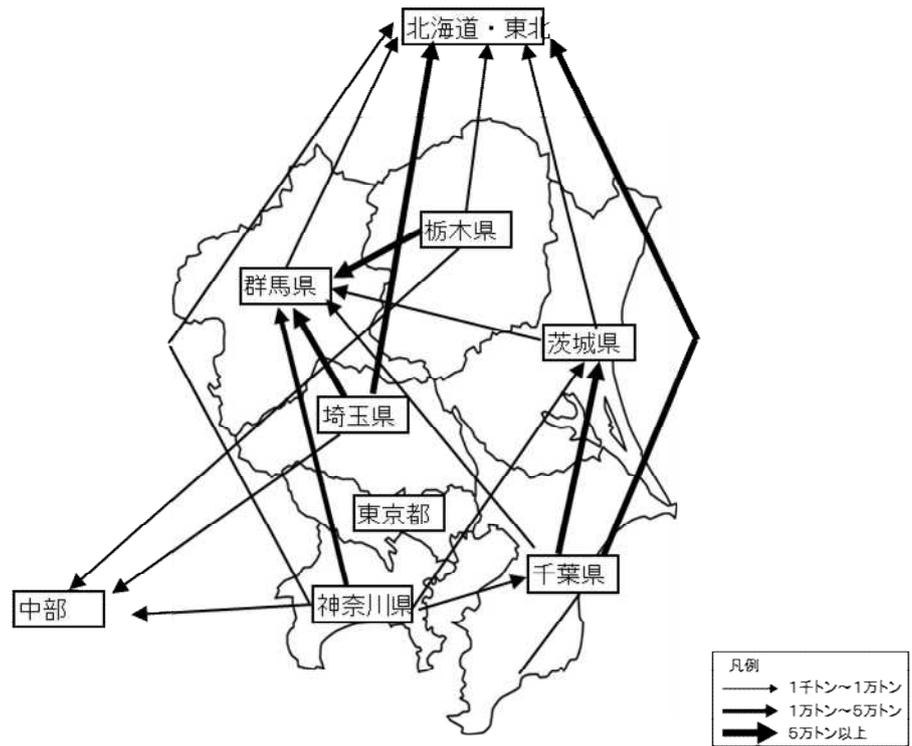


図1 一般廃棄物の広域移動状況

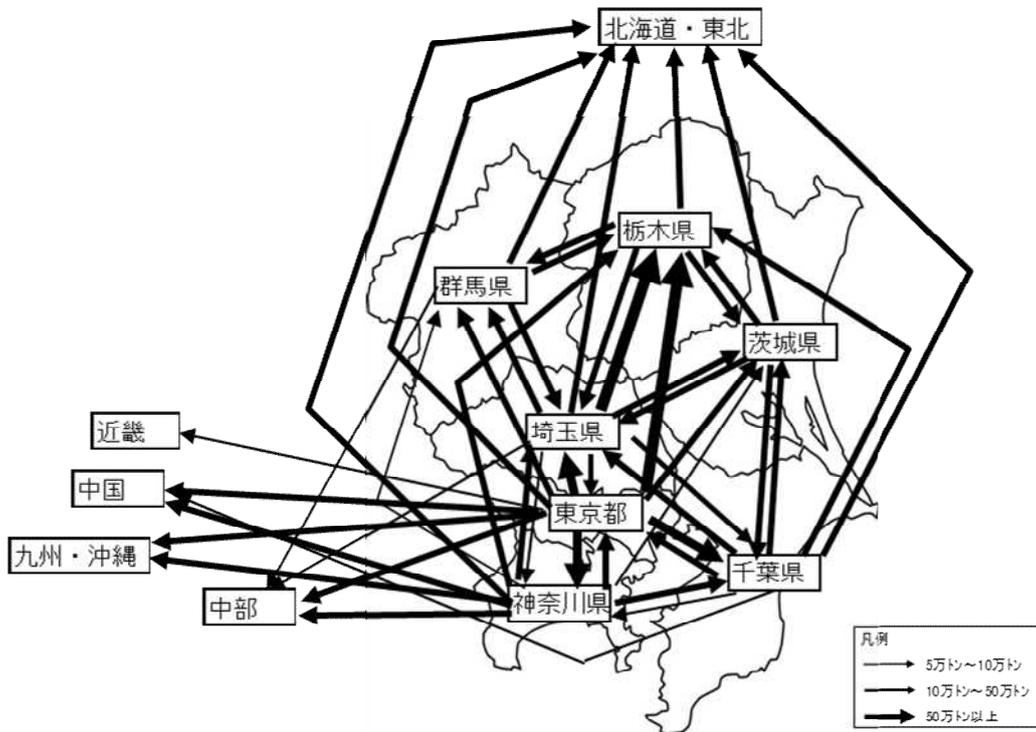


図2 産業廃棄物の広域移動状況（総量）

# 近畿ブロックの廃棄物の広域移動の状況（平成27年度実績）

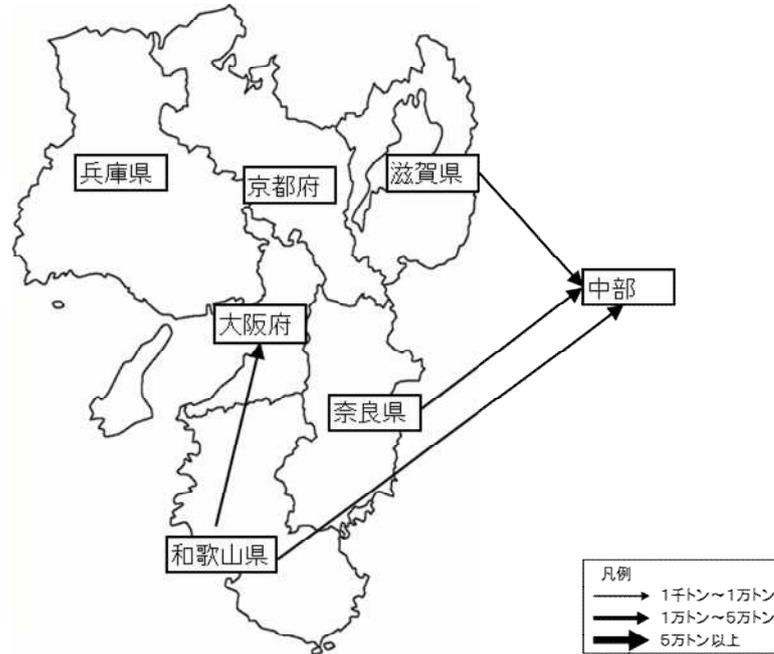


図1 一般廃棄物の広域移動状況

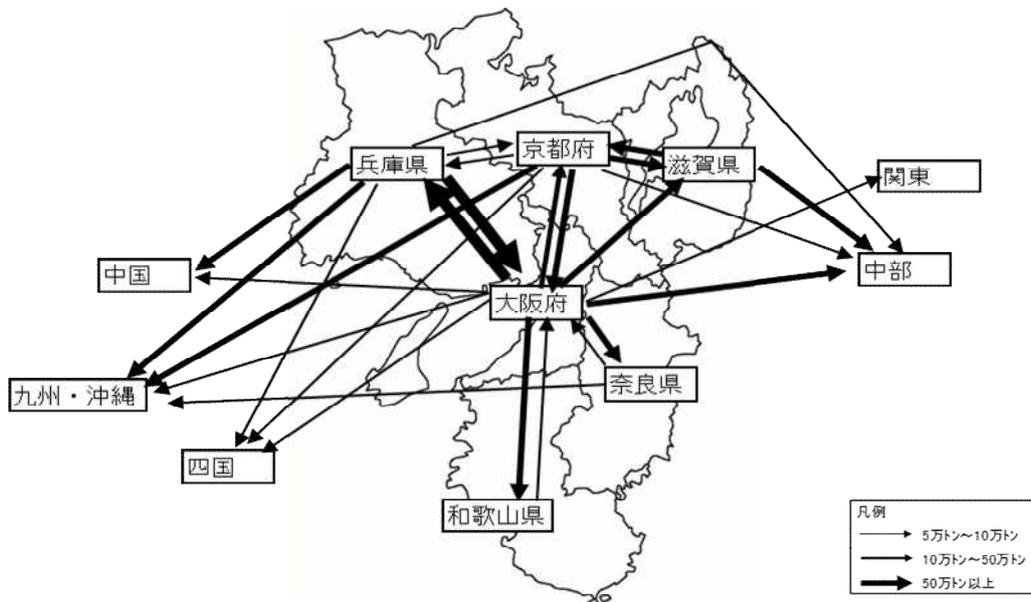
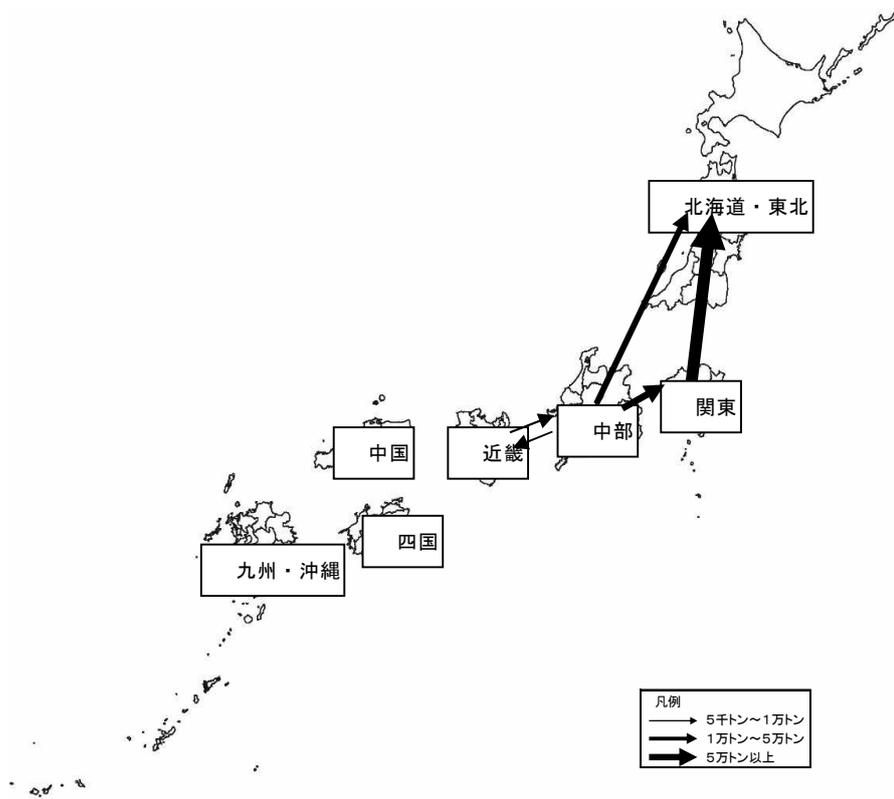


図2 産業廃棄物の広域移動状況（総量）

廃棄物処理の広域移動の状況（平成27年度実績）

【一般廃棄物の広域移動状況】

全国を7の広域処理ブロックに分けて一般廃棄物の広域移動量をみると、全国で15.9万トンが広域処理ブロックを超えて移動しており、このうち、搬出元としては、関東ブロックが8.3万トンで最も多く、次いで、中部ブロックが6.3万トン、以下、近畿ブロックが0.6万トン、中国ブロックが0.4万トンとなっている。搬出先としては、北海道・東北ブロックが9.2万トンで最も多く、次いで、関東ブロックが4.4万トン、近畿ブロック及び中国ブロックが1.1万トンとなっている。



凡例  
 → 5千トン～1万トン  
 ⇨ 1万トン～5万トン  
 ⇨⇨ 5万トン以上

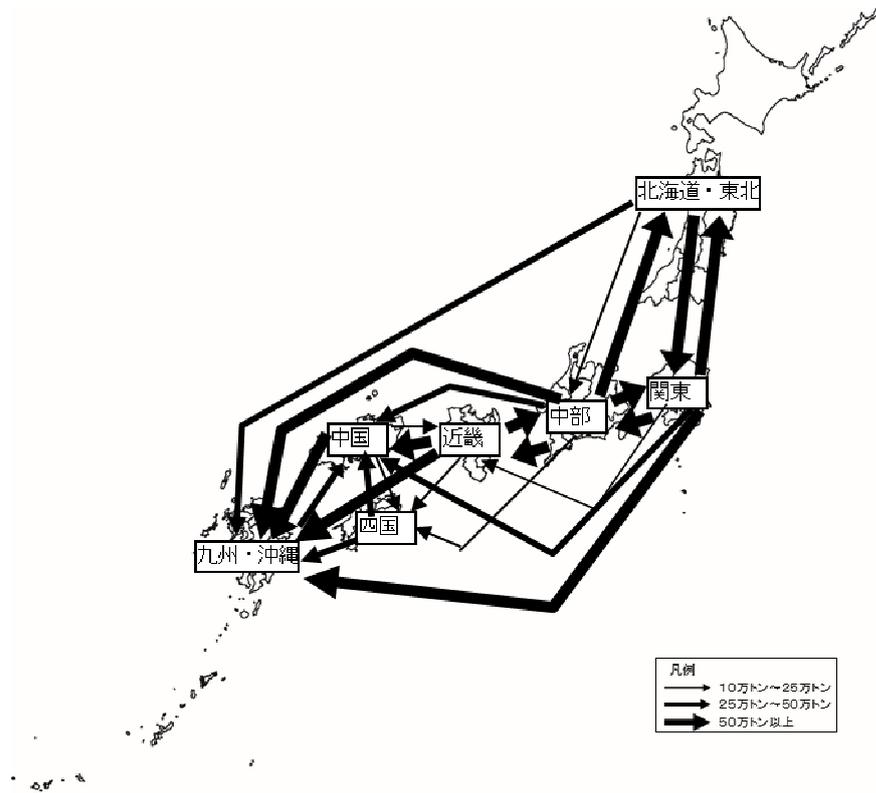
(単位：千トン/年)

搬出先 搬出元	計	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
計	159	92	44	11	11	1		0
北海道・東北	3		3	0				
関東	83	79		4	0			
中部	63	13	41		9	0		
近畿	6	0		6		0		
中国	4			2	2			0
四国	0				0	0		
九州・沖縄	1					1		

注) 市町村が他の都道府県に公社・業者に最終処分を委託した一般廃棄物量  
 0は500t未満であり、空欄は該当なし

### 【産業廃棄物の広域移動状況】

全国を7の広域処理ブロックに分けて産業廃棄物の広域移動量をみると、全国で1,248.5万トンが広域処理ブロックを超えて移動しており、このうち、搬出元としては、中部ブロックが308.2万トンで最も多く、次いで、関東ブロックが286.3万トン、以下、近畿ブロックが210.3万トン、中国ブロックが137.2万トンとなっており、搬出先としては、九州・沖縄ブロックが351.6万トンで最も多く、次いで中国ブロックが196.0万トン、北海道・東北ブロックが171.4万トン、関東ブロックが166.0万トンとなっている。



(単位：千 t/年)

搬出先 搬出元	計	北海道 ・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄
計	12,485	1,714	1,660	1,376	1,527	1,960	731	3,516
北海道・東北	1,334		793	114	9	34	62	321
関東	2,863	1,092		614	128	311	55	664
中部	3,082	549	527		965	255	245	541
近畿	2,103	52	62	623		541	190	636
中国	1,372	13	3	15	243		172	926
四国	762	0	0	1	87	296		377
九州・沖縄	474	8	0	6	11	441	6	
不明	493	0	275	2	84	82		51

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

## 3Rイニシアティブの国際的展開

2004	G8シーアイランドサミット(米国) 小泉首相が3Rイニシアティブを提案し、各国首脳が3R行動計画に合意。	
2005	3Rイニシアティブ閣僚会合(東京)	各国の3R国家戦略策定支援開始(インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、バングラデシュ、カンボジア)
2006	3R高級事務レベル会合(東京)	アジア3R推進会議(東京)
2007	3R高級事務レベル会合(ドイツ・ボン)	第2回アジア3R推進会議(東京)
2008	G8環境大臣会合(神戸) 「神戸3R行動計画」に合意	第1回東アジアサミット環境大臣会合(ベトナム) 日本から提案した「アジア3R推進フォーラム」に参加各国より賛同を得る
	G8北海道洞爺湖サミット 「神戸3R行動計画」をG8首脳が支持	
2009	・2011年のG8サミット(ドーヴィル(フランス)) 首脳宣言において「神戸3R行動計画」への支持が再確認され、OECDがこの問題に引き続き取り組むことを奨励	持続可能な資源管理に関するアジアセミナー(東京)
2010	国連廃棄物管理会議準備会合(東京)	アジア3R推進フォーラム設立会合(東京)
	第18回国連持続可能な開発委員会会合(ニューヨーク)	アジア3R推進フォーラム第2回会合(クアラルンプール)
2011	国連廃棄物管理会議(東京)	アジア3R推進フォーラム第3回会合(シンガポール)
2013	第19回国連持続可能な開発委員会会合(ニューヨーク)	アジア3R推進フォーラム第4回会合(ハノイ) ーハノイ3R宣言の採択
2014		アジア太平洋3R推進フォーラム第5回会合(スラバヤ)
2015		アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合(モルディブ)
2016	G7富山環境大臣会合 「富山物質循環フレームワーク」を採択	アジア太平洋3R推進フォーラム第7回会合(オーストラリア)

## アジア太平洋3R推進フォーラム第7回会合

主催：日本国環境省、オーストラリア連邦政府、南オーストラリア州政府、オーストラリア連邦科学産業研究機構（CSIRO）、国連地域開発センター（UNCRD）

日時：平成28年11月2日（水）～4日（金）

場所：オーストラリア（アデレード市）

参加者：アジア諸国・太平洋島嶼国等41カ国の政府（大臣・副大臣級含む）、国際機関、民間企業、NGO、専門家等から350名超が参加。日本国環境省から、伊藤環境副大臣ほか参加。

※本会合及びサイドイベントに、東京都環境公社、東京23区清掃一部事務組合、富山県、横浜市、大阪市、北九州市、豊田市が参加。

テーマ：「持続可能な開発アジェンダ2030に向けた3Rと資源効率性の進歩」

内容：①SDGsに向けた3Rの貢献～持続可能な開発2030アジェンダにおける政策と科学的な洞察～

②強靱な都市と社会に向けた3Rと資源効率性～SDGsに向けた示唆～

③地域開発のための地方の資源と廃棄物の管理の基礎としての3R

④3R技術と実践の進化～民間部門のイニシアチブ～

⑤資源効率性に向けた中小企業のグリーン化

⑥3Rのための自治体間のネットワークと協力

⑦有害な化学品と廃棄物の最小化におけるグリーンケミストリー

…等を議論し、アデレード3R宣言及び議長サマリーを採択

サイドイベント等：

・アジア太平洋3R白書執筆委員会

・アジア3R市民ネットワーク会合

・アジア太平洋3R官民連携ワークショップ

・アジア太平洋3R国際展示会

※第8回会合は、平成29年12月にインド・ハイデラバードにて開催予定





# 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (うち国際展開支援、ビジネスモデル支援)

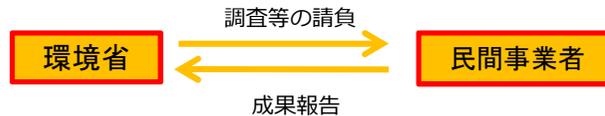
## 背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上であり、環境汚染の懸念
- 廃棄物を含む循環資源の不適正な越境移動や途上国の一部における不適正なリサイクルも横行
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び循環資源において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国の経済を活性化し、経済全体のパイの拡大・雇用の創出にもつなげる

## 事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援とともに、廃棄物処理・リサイクルシステムとしてパッケージ化を図った国際展開を推進
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけることにより、戦略的に支援
- 国内において、既存の枠組みにとらわれない新たな視点のリサイクルビジネスを支援するとともに、日系企業の国際進出に連動する国内循環産業の育成を支援

## 事業スキーム

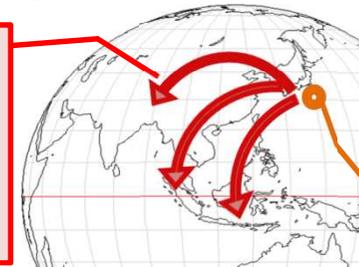


## 期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及→世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開→我が国経済の活性化

### 【先行グループ】

- ・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



### 【次世代グループ】

- ・次世代の国際展開を担う循環産業を育成
- ・新たな視点のリサイクルビジネスを支援
- ・未利用循環資源の輸入の活用等

## 我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

(1) 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進重点国だけでなく、我が国の強みを特定した上で重点事業を明確にしてフィージビリティスタディを実施

- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定したフィージビリティ調査支援。さらに、さらなる自治体間協力支援、次期フェーズに向けた重点国・分野の特定のための予備調査を実施
- ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
- ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修

(2) 「地球規模の資源循環に向けた国際戦略」の策定、過年度の海外展開の経験に基づく課題の洗い出し、今後の対応方策の検討

## 次世代の海外展開を担う 循環産業の育成

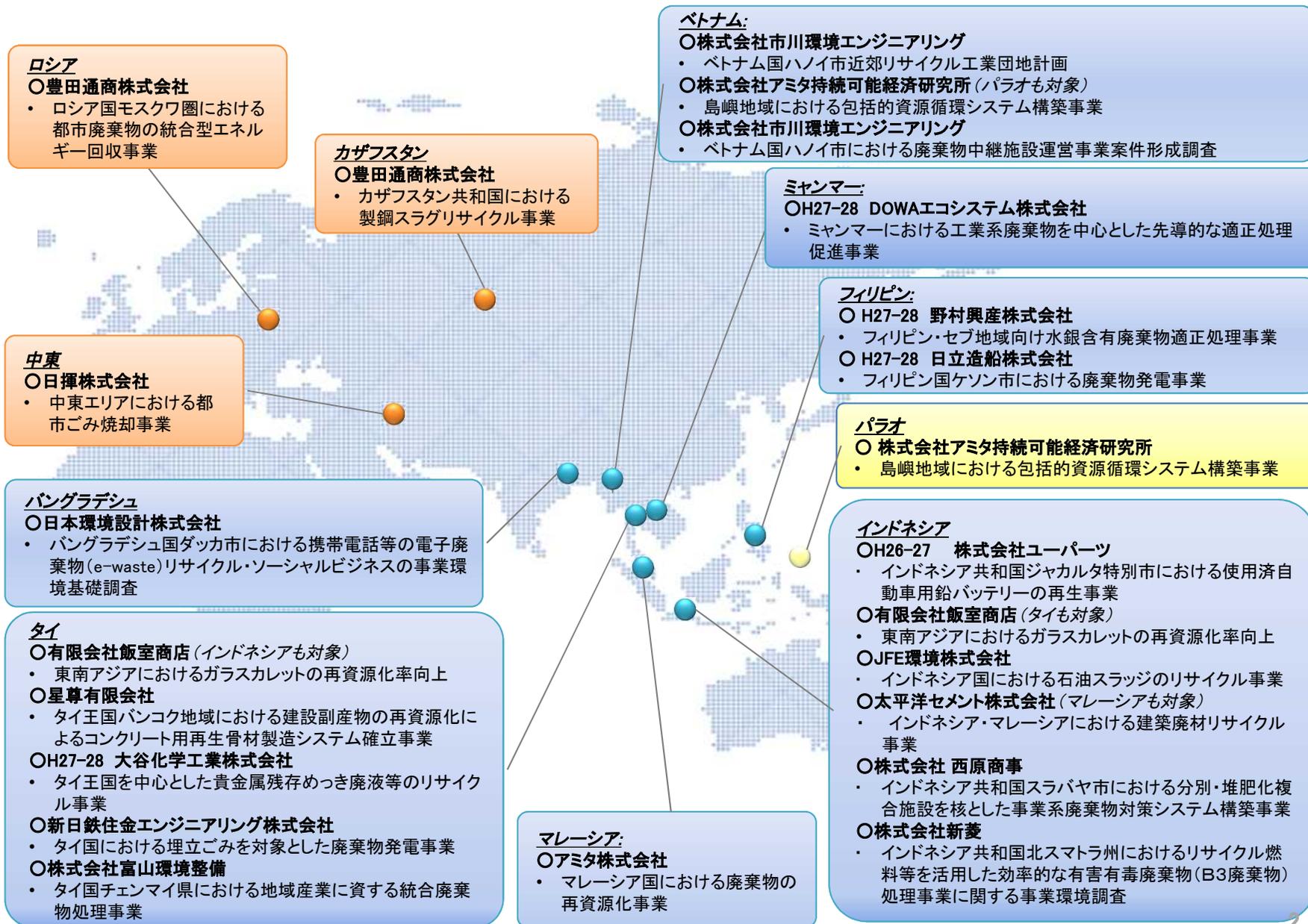
○未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

- (1) 全国・海外展開に向けた実証事業の課題整理及び支援策の検討
- (2) モデル的・産業・地域共生(エコタウン)支援事業
- (3) 高度リサイクル技術・スキーム運用のトライアル実証事業

## 我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

- (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催
- (4) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応

# 環境省による民間事業フィージビリティ調査支援実績(H27 - 28年度分)



# 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

○平成27年度に持続可能な開発目標(SDGs)を含む2030アジェンダ\*が採択。  
地球温暖化以外でも、様々な国際的枠組みが進展。(\*正式名称:持続可能な開発のための2030アジェンダ)

## 2030アジェンダ

○地球サミットで採択されたアジェンダ21及び、リオ+20での決定事項やミレニアム開発目標(MDGs)の評価を踏まえ、2015年(平成27年)、国連サミットにて、2030アジェンダを採択。

○2030アジェンダの特徴

- ・ 環境、経済、社会の統合的向上
- ・ 途上国のみならず先進国にも適用されるユニバーサリティ(普遍性)
- ・ 分野横断的なアプローチ
- ・ グローバル・パートナーシップ

○2030アジェンダは、序文、政治宣言、SDGs、実施手段、フォローアップレビューで構成。SDGsは、17のゴールと169のターゲットから成る。

○2030アジェンダを受けた国内外の動き

- ・ 国連、国連環境計画(UNEP)等の国際機関や、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、SDGsのゴール達成に向けた協力を表明。
- ・ 企業(グローバルコンパクト)においては、企業によるSDGs実施のガイドライン(SDGコンパス)を策定。
- ・ 環境省では、「ステークホルダーズ・ミーティング」の開催等、積極的にSDGs達成に取り組む。



## ○SDGsの17のゴール

- 1: 貧困の撲滅
- 2: 飢餓撲滅、食糧安全保障
- 3: 健康・福祉
- 4: 質の高い教育
- 5: ジェンダー平等
- 6: 水と衛生
- 7: 持続可能なエネルギー
- 8: 包括的で持続可能な経済成長、雇用
- 9: 強靱なインフラ、産業化・イノベーション
- 10: 不平等の是正
- 11: 持続可能な都市
- 12: 持続可能な消費・生産
- 13: 気候変動
- 14: 海洋
- 15: 生態系・森林、生物多様性
- 16: 平和で包括的な社会
- 17: パートナーシップの活性化

# 資源効率性に関するG7等の国際動向

## 資源効率性 (Resource Efficiency) とは

○地球上の限られた資源を、環境へのインパクトを最小化し、持続可能な形で利用すること。より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことを意味する。

## ドイツG7エルマウ・サミット(2015年6月)首脳宣言

- 資源効率性に対して、「神戸3R行動計画」など既存のイニシアティブに基づき、各国の野心的行動を継続させる。
- “資源効率性のためのG7アライアンス”(優良事例などの情報交換の場)を設置する。アライアンスでは、その年の議長国主導の下、少なくとも年一回ワークショップを開催する。
- UNEP国際資源パネル及びOECDに対し、それぞれ資源効率に関する潜在力・解決策についての統合レポート及び政策ガイダンスを招請する。

## 資源効率性の重要性 (UNEP-IRP報告書、OECD政策ガイダンス)

### 主要なポイント:

- 資源効率性に取り組むことによって、コスト効率的な温室効果ガス排出削減など、環境負荷低減、経済成長、雇用創出、資源供給保障等に関し、多大な便益を享受可能である。
- この便益を実現するためには、優良事例の共有や国際バリューチェーン対策など、国際的な協働・連携が不可欠である。
- 製品ライフサイクルを視野に入れた政策の導入やさまざまな政策分野における資源効率性の主流化が必要である。

## G7富山・環境大臣会合(2016年5月)・富山物質循環フレームワーク

- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組む。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

## G7伊勢志摩サミット(2016年5月)首脳宣言

- 富山物質循環フレームワークを支持

→ G7ボローニャ環境大臣会合(2017年6月)、G20ハンブルグサミット(2017年7月)

# 富山物質循環フレームワーク(概要)



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。 
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施に向けて、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいうべき国際的枠組。

## 資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。
- こうした社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、自然と調和した持続的な低炭素社会も実現し、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現するものである。

## G7各国による野心的な行動

### 目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

- 資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全等の政策を包括的に統合し、促進。
- 規制的手法に加え、事業者による自主的取組等を推進
- 災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備等
- 地域の多様な主体間の連携(産業と地域の共生)、消費者対策

#### 具体例: 食品ロス・食品廃棄物対策

- ・SDGsを踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速。

### 目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

- G7アライアンス等を通じて、ベストプラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有。
- 途上国における資源効率性・資源循環政策の能力構築支援
- 巨大自然災害を経験する国・地域を支援
- 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース、リサイクルのための積極的取組を奨励

#### 具体例: 電気電子廃棄物(E-Waste)の管理

- ・違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化
- ・適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与するものと認識

### 目標3: 着実かつ透明性のあるフォローアップ

- ・国内指標を検討
- ・ワークショップ等を通じて、本フレームワークのフォローアップ